

|                                                                                                       |                 |         |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|---------------|
| 判決年月日                                                                                                 | 平成20年7月30日      | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第4部 |
| 事件番号                                                                                                  | 平成19年（ネ）第10083号 |         |               |
| ○旧著作権法の下で製作された映画について、その著作者は同映画の映画監督であり、同法6条の団体名義の著作物に当たらないから、その著作権は同法3条、52条1項により同監督の死後38年間存続するとされた事例。 |                 |         |               |

（関連条文）旧著作権法（明治32年法律第39号）6条

本件は、被控訴人が、本件映画1～8（併せて「本件映画」）の著作権を有すると主張して、本件映画を複製して製造したDVD商品（本件商品）を輸入販売する控訴人の行為が被控訴人の上記著作権を侵害するとして、控訴人に対し、著作権法112条に基づき、本件商品の増製、輸入及び頒布の差止め並びに在庫品の廃棄を求めたのに対し、控訴人が本件映画についての著作権は存続期間の満了により消滅したと主張して争っている事案である。

原判決は、本件映画の著作権の存続期間は満了していないから、控訴人の行為は被控訴人の上記著作権の侵害に当たるなどとして、本件商品の増製、輸入及び頒布の差止め並びに在庫品の廃棄の各請求を認容したため、これを不服とする控訴人がその取消しを求めて控訴した。

主な争点は、本件映画が旧著作権法6条の団体名義の著作物に当たるかどうかであるが、その前提として本件映画の著作者が映画製作会社であるか映画監督であるかが争われている。

本判決は、旧著作権法の下における映画の著作物の著作者について「少なくとも制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者は、当該映画の著作物の著作者であると解するのが相当であり」、「黒澤監督は本件映画の監督を務め、脚本の作成にも参加するなどしており、本件映画は黒澤監督の一貫したイメージに沿って製作されたものであると認められる（甲第1ないし8号証、第23ないし25号証、第29号証、第69号証、乙第25ないし27号証、検甲第1ないし8号証、弁論の全趣旨）から、黒澤監督は本件映画の全体的形成に創作的に寄与した者であり、著作者の一人であると認められる」とした。

また、「旧著作権法6条の「官公衙学校社寺協会会社其ノ他ノ団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物」とは、著作者名義として団体を表示して発行又は興行した著作物であって、その著作者は法人等である著作物をいうものと解するのが相当である」とし、「本件映画は、映画製作者である東宝映画（本件映画1）、被控訴人（本件映画2ないし6及び8）及び新東宝（本件映画7）が製作し、それぞれの製作作品として東宝映画（本件映画1）及び被控訴人（本件映画2ないし8）の系列映画館で公開されたもので

あり、また、証拠（検甲第2ないし第8号証）及び弁論の全趣旨によれば、本件映画2ないし6及び8は、オープニングの冒頭に被控訴人の社章と共に「東宝株式会社・製作配給」、「東宝株式会社製作」、「東宝二十周年記念映画」との表示（但し、「東寶」などの旧字体で表記されたものもある。）がされ、その後に題名が映し出され、続いて上記各映画の製作に関与した者の担当職名と氏名が表示され、オープニングの最後に「監督 黒澤明」（本件映画2、3及び8）又は「演出 黒澤明」（本件映画4ないし6）と表示されていること、本件映画7は、オープニングの冒頭に被控訴人の社章と共に「東宝株式会社・配給」「新東宝映画芸術協会提携作品」との表示がされ、その後に題名が映し出され、続いて本件映画7の製作に関与した者の担当職名と氏名が表示され、オープニングの最後に「監督 黒澤明」と表示されていることが認められ、これらの事実証拠（検甲第1号証）及び弁論の全趣旨を総合すると、本件映画1は、オープニングの冒頭に東宝映画の社章と共に「東宝映画株式会社・製作配給」との表示（但し、「東寶」などの旧字体で表記された可能性もある。）がされ、その後に題名が映し出され、続いて本件映画1の製作に関与した者の担当職名と氏名が表示され、オープニングの最後に「監督 黒澤明」と表示されていることが認められる。以上の事実によれば、本件映画における「東宝映画株式会社・製作配給」、「東宝株式会社・製作配給」、「東宝株式会社製作」及び「東宝株式会社・配給」「新東宝映画芸術協会提携作品」との表示は、いずれも映画製作者又は映画配給会社が被控訴人等であることを示すものであり、「監督 黒澤明」及び「演出 黒澤明」との表示が本件映画の著作者を示すものであると認めるのが相当であるから、本件映画は著作者の実名を表示して興行された著作物であり、旧著作権法6条にいう団体名義の著作物に当たらないというべきである。したがって、本件映画の著作権の存続期間は、旧著作権法3条が適用されるものと解される」と判示した。

そして、「本件映画が独創性を有する映画の著作物であること、黒澤監督が平成10年に死亡したことは当事者間に争いがないから、本件映画の著作権の存続期間は、旧著作権法によれば、22条の3、3条、9条、52条1項により、少なくとも著作者の1人である黒澤監督の死亡した年の翌年である平成11年から起算して38年間存続するので、平成48年12月31日まで存続することとなる。また、本件映画が最初に興行された年は前記3(1)に認定したとおりであるから、平成15年改正法によれば、54条1項、附則2条、新著作権法附則7条により、いずれもその著作権は興行の年の翌年から70年間存続するので、本件映画の著作権はそれぞれ次のとおり存続することとなる。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 本件映画1 | 平成25年12月31日まで存続 |
| 本件映画2 | 平成34年12月31日まで存続 |
| 本件映画3 | 平成27年12月31日まで存続 |
| 本件映画4 | 平成28年12月31日まで存続 |
| 本件映画5 | 平成29年12月31日まで存続 |
| 本件映画6 | 平成30年12月31日まで存続 |

本件映画 7 平成 31 年 12 月 31 日まで存続

本件映画 8 平成 34 年 12 月 31 日まで存続

そうすると、平成 15 年改正法附則 3 条により、本件映画の著作権は、少なくとも平成 48 年 12 月 31 日まで存続することとなる」と判示し、本件映画の著作権は存続期間が満了していないから、本件商品の輸入販売は本件映画の著作権の侵害に当たるとして、本件控訴を棄却した。